

<b>交渉情報</b>	<b>NO.27</b>	日本郵便信越支社 総務・人事部
JP労組信越地方本部	2016年10月27日	添付資料:1枚

## 時給制契約社員に関する給与等の精算について

日本郵便信越支社総務・人事部は、本日（10月27日）「時給制契約社員に関する給与等の精算」について地方本部に説明してきました。

標記概要については、両津郵便局に所属する一部の時給制契約社員において資格給を「通集配／混合Ⅰ（5時間以上）」の区分で支給すべきところ、誤って「配達のみ」の区分として支給していたものです。

（交渉情報NO.6－8月23日発出、時給制契約社員に関する給与等の精算関連）

### 1. 発生局及び精算額

ア 発生局

両津郵便局

イ 対象社員

郵便部 時給制契約社員 2名

※退職者については確認済み

ウ 精算金額

1,703,133円

### 2. 発覚の端緒

下諏訪郵便局の誤った取扱いを受け全局に聴き取りを実施したところ、当該郵便局の誤りが判明した。

採用時における郵便部と総務部の意思疎通が十分に取れておらず、郵便部が雇用する社員の担務を「通集配」や「混合」ではなく、総務部で「配達」として登録。

### 3. 精算

平成28年10月月例給与において精算。

該当社員に対しては、精算事由、精算額、精算方法について丁寧に説明し了解を得る。

地本では、該当者への謝罪と今後の再発防止を求めるとともに、精算については高額であり社員への十分な説明を求めたところではあります。

8月の事案が発生した後、地本は支社総務人事部へ指摘要請を行いました、支社は地本からの要請を受け郵便事業系では4年振りに支社内2ヶ所において担当者（計画・総務）研修会を実施しています。

（10/24新潟中央局・10/26長野研修センターで実施）

また再発防止策については別紙支社資料により徹底を行い、今後の労担研修や給与手当講習会を人事異動期など適切な時期を見極めながら、ブロック別または県別での継続開催を要請しています。

今後支給認定に際しては内容に誤りがないか十分に確認するとともに、支給認定責任者においても再度徹底したチェック体制を求めました。

**【労使対応】** 単局窓口